

平成 23 年 9 月 13 日制定（国空航第 103 号・国空機第 111 号）

令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空航第 3099 号・国空機第 1186 号）

航空局安全部長

国産航空機の運航・整備要件に関する評価要領

1. 概要

航空機の設計に係る安全性基準及び環境適合性基準への適合は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 12 条の規定に基づく型式証明により実施されるが、新たに設計・製造された航空機が実際の運航を行うに当たっては、運航者は、航空法等に基づき、航空機乗組員等に対する訓練を適切に実施し、運航に必要とされる装備品等を備え、また、航空機の整備等を適切に行うことが必要である。特に、当該航空機を航空運送事業の用に供する場合には、航空運送事業者は、これらの要件について、運航・整備規程に定めることが航空法で求められている。

これらの要件のうち、航空機のシステムや仕様に対応した航空機乗組員等の訓練項目、安全運航に必要とされる装備品等の不具合に対応した運航許容条件、航空機の定時整備の項目・間隔等の基本的な要件については、航空機の設計に依存するものであるため、当該航空機の設計段階において設計・製造者が一元的に策定し、当該航空機の設計・製造を監督する国の当局が予め評価を行うことが、当該航空機の運航・整備要件に係る認可を適切かつ効率的に行う観点から一般的である。

我が国においては、今般、初の国産リージョナルジェット航空機の開発が進められていることに鑑み、航空機の設計・製造者が策定する運航・整備に係る要件について、設計・製造国政府として適切に評価を行い、国産航空機が円滑かつ安全に運航に供することができるよう、必要な要領を定めるものである。

2. 評価の体制

- (1) 安全部長は、国産飛行機（最大離陸重量が 5,700kg 未満のものを除く。）の型式証明の申請があった場合は、国産航空機運航・整備要件評価グループ（Aircraft Evaluation Group）（以下「AEG」という。）を設置し、別紙 1 の業務を行わせるものとする。また、安全部長は、AEG の構成員を別途指名するものとする。
- (2) AEG は、別紙 1 の業務のうち、必要な業務を行うため、AEG の構成員及び航空局等の関係者よりなる以下の審査会をそれぞれ設けることを原則とし、それぞれの審査会の一

般方針及び具体的な業務は別に定める。

a)	飛行基準評価審査会 (FSB)
b)	運用評価審査会 (FOEB)
c)	整備方式審査会 (MRB)

3. その他

航空局は、AEG の業務の過程で生じた技術、規則及び管理上の重要な問題並びにその解決策について、航空局と当該航空機の設計・製造者との間の調整の過程・結論を整理・記録するため、「Issue Paper」を発行することとする。その取扱要領は別紙 2 に定める。

(附則)

本要領は平成 23 年 9 月 13 日から適用する。

(附則) (令和 4 年 4 月 1 日)

本要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

AEG の実施業務

- a) 航空機乗組員等の試験、技能審査、訓練等の要件に係る評価
- b) 装備品等が不作動の状態で運航に供するための要件を規定する原運用許容基準（MMEL）の策定に係る評価
- c) 航空機が運航開始後に耐空性を維持するために必要となる定時整備の基本的要件を定めた整備方式審査会報告書（MRBR）の策定に係る評価
- d) 当該航空機の運航開始後における耐空性改善通報、航空機機材不具合報告書、追加型式証明等に関する助言
- e) 以下の項目についての型式証明における審査への参画
 - ・航空機及びシステムの審査のうち運航及び整備に関する要件の妥当性に関するもの
 - ・必要乗務員数
 - ・緊急脱出試験
 - ・型式証明審査会
 - ・実用飛行試験
- f) 乗務員用休憩室及び操縦室オブザーバーシートの適切性の評価
- g) 特別な訓練等の要件に係る評価
- h) 航空機の模擬飛行装置等の認定に対する支援
- i) 飛行規程、運航マニュアル等の評価
- j) a)から i)までの業務を行うに当たって必要となる外国航空当局との調整
- k) その他国産航空機の運航・整備要件の評価のために安全部長が必要と認めた業務

Issue Paper 取扱要領

1. 発行手順

①Issue Paper 案の作成

AEG は、国産航空機の運航・整備要件を適切に評価するため、航空機の設計・製造者に対し、技術、規則及び管理上の重要な問題を明確化し、解決する必要があると判断した事項について、Issue Paper 案を作成し、航空局の関係課長の承認を得た上で、当該航空機の設計・製造者に通知すること。Issue Paper 案には、国産航空機の運航・整備要件の妥当性評価の過程で認められた重要な問題について、その状況、解決に至る検討経緯及び航空局の見解を明示すること。

AEG の実施業務は型式証明業務と密接な関係があることから、AEG は、Issue Paper 案を準備する際に航空機技術審査センターと十分な調整を行うこと。

②Issue Paper の発行

AEG は、当該航空機の設計・製造者の回答を受けた後、双方合意のもと、Issue Paper 案に結論を記載し、航空局の関係課長の承認を得ること。航空局は、承認した後に Issue Paper として発行すること。

③Issue Paper の保管

発行された Issue Paper は、航空局安全政策課が保管し、AEG の構成員・関係者及び航空機技術審査センターの当該型式証明プロジェクト関係者が閲覧できるものとする。

④使用言語

Issue Paper は日本語及び英語の併記とする。

2. 記載事項

- ① 設計・製造者名、型式名及びプロジェクト番号
- ② 関連規則/要領
- ③ 関連通達等
- ④ 項目
- ⑤ 識別符号

O- : 運航

M- : 整備

ダッシュ (-) 番号以降は、主担当審査会で採番する。

- ⑥ ステージ

ステージ1 : 起案過程 (Issue Paper の案を作成するに至った経緯及び背景の記載)

ステージ2 : 議論過程 (航空局の見解の記載)

ステージ3 : 審査過程 (設計・製造者の見解の記載及び航空局見解の改訂)

ステージ4 : 最終過程 (結論)

- ⑦ 日付

Issue Paper 発行時の日付

- ⑧ ステイタス

Issue Paper がオープンなのかクローズなのかを示す。

クローズ後、再検討が必要な場合は再オープンと表記する。

- ⑨ 期限

- ⑩ Issue Paper 案を作成するに至った経緯及び背景

- ⑪ 結論

3. 様式

Issue Paper 様式を添付 1 に示す。

添付 1

プロジェクト :

アイテム :

ステージ :

日付 :

ページ :

Issue Paper

プロジェクト : ①

アイテム : ⑤

ステージ : ⑥

関連規則 : ②

日付 : ⑦

関連通達等 ③

ステータス : ⑧

項目 : ④

期限 : ⑨

Issue Paper 発行について ⑩

協議 ⑪

背景

航空局の見解（日付）

設計・製造者の見解（日付）

結論（日付） ⑫

航空局安全部安全政策課又は航空機安全課

日付

連絡先